

閣議決定事項

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について
(平成14年6月25日閣議決定)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を別紙のとおり定める。

(「経済財政運営に関する基本方針2002」より抜粋)

第2部 経済活性化戦略 2.(5)地域力戦略

(国際競争力のある大都市の再生)

- ・国土交通省は、航空機の運航の安全を確保した上で、ライトアップ等都市美観との調和を図る観点からビルの航空障害灯等に係る航空法にかかる規制緩和を推進する。

- 総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申 - 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革 -」に関する対処方針について
(平成14年12月17日閣議決定)

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日)に示された具体的施策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成14年度末までに「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)を再改定する。

(「規制改革の推進に関する第2次答申」より抜粋)

第1章 横断的分野 3 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備

3 都心高度化 (3)航空関係規制の合理化

(航空障害灯に係る規制の合理化)【平成14年度検討開始、平成15年度結論】

地表又は水面から60m以上の高さの建築物等については、航空機の安全な運航を確保する観点から、航空法に基づき航空障害灯を設置することが義務付けられている。本制度については、昭和35年に現在の枠組みが確立されたが、その後、建築技術の進歩等により、高層建築物等が著しく増加するとともに、都市開発の進展に伴う高層建築物の群立化も進んでおり、航空障害灯の規制をめぐる環境は昭和35年当時とは大きく変化してきている。このような中、平成12年及び13年には、航空障害灯の設置基準は相当程度緩和されており、この点は評価できる。

しかしながら、都心の高度利用の更なる進展に対応するとともに、ライトアップ等の都市美観との調和による都市景観の向上に資するため、航空機の運航の安全を確保した上で、航空障害灯の規制について個数、光度、点滅周期等の規制を必要最小限化する、あるいは建物のライトアップで代替可能とする等の措置を含めて検討を行い、更なる緩和を行うべきである。